

相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会をされる方へ（相続人用）

- 1 当庁に照会できるのは被相続人の最後の住所地が新潟県にあるものだけです。その中でも、更に、以下のとおり管轄が分かれておりますので、詳細は各支部等にお問い合わせください。

本庁—新潟市，五泉市，燕市のうち，旧吉田町，西蒲原郡，東蒲原郡

三条支部—三条市，加茂市，燕市（旧吉田町を除く。），南蒲原郡

新発田支部—新発田市，阿賀野市，胎内市，村上市，北蒲原郡，岩船郡

長岡支部—長岡市，小千谷市，見附市，柏崎市，魚沼市，南魚沼市，三島郡，刈羽郡，南魚沼郡

高田支部—上越市，妙高市，糸魚川市，十日町市のうち，旧松代町，旧松之山町

佐渡支部—佐渡市

十日町出張所—十日町市（旧松代町，旧松之山町を除く。），中魚沼郡

また照会の申請ができるのは，以下のA及びBに該当する方に限られます。

A 相続人（照会者が相続放棄・限定承認の申述をしたか否かは問いません。）

B 被相続人に対する利害関係人（債権者等）

- 2 照会の手数料は無料です（受理証明書交付申請については以下の◎を参照）。照会の申請に当たってはホームページに掲載されている照会申請書及び被相続人等目録をご提出ください。

なお，調査については，被相続人等目録にご記載いただいた氏名に基づいて行います（【注意】例えば，戸籍上は「高橋」だが，申請書に「高橋」となっていると，検索しても該当なしとなる場合もあり得るので，正確な記載をお願いします。）。

- 3 照会の際，添付書類として以下の書類が原則として必要になります。ただし，例外的にその他の書面のご提出をお願いする場合がありますので，ご了承ください。

なお，(1)から(3)における「被相続人の住民票の除票」等については原本還付が可能です。ご希望される場合は，ホームページに掲載されている原本還付申請書と当該書面の原本とコピーの両方をご提出ください。

(1) 被相続人の住民票の除票（本籍地が表示されているもの）又は戸籍の附票

被相続人の最後の住所地を確認するための書類です。なお，同書類が既に廃棄となっている場合は，被相続人の最後の住所が上記1の管轄内であった旨の調査報告書（上申書）とそれを裏付ける資料をご提出ください。

(2) 照会者と被相続人の戸籍謄本（照会者と被相続人との関係がわかる戸籍謄本）

照会者と被相続人との関係を確認するための書類です。

なお，ご提出いただいた戸籍謄本だけでは照会者と被相続人との関係がわからない場合には，その関係がわかる戸籍謄本及び除籍謄本を別途ご提出いただくこととなります。

おって，いずれの書類も発行から3か月以内のものをご提出ください。

(3) 照会者の住民票（本籍地が表示されているもの）

照会者の住所地を確認するために必要となる書類です（発行から3か月以内のものをご提出ください。）。

(4) 相続関係図

被相続人と相続人との関係図を手書きのもので結構ですので作成してください。

(5) 委任状（代理人に委任する場合のみ）

本照会申請において代理人になれるのは弁護士だけです。

(6) 返信用封筒と返信用切手（郵送での返送を希望する場合のみ）

4 調査期間は以下のとおりです。

- (1) 被相続人の死亡日が以下日付以降の場合、コンピューター事件簿による検索が可能のため現在までの申述の有無を調査します。

本庁管轄 平成12年1月1日

三条支部管轄 平成12年1月1日

新発田支部管轄 平成18年1月1日

長岡支部管轄 平成12年1月1日

高田支部管轄 平成18年1月1日

佐渡支部管轄 平成17年12月1日

十日町出張所管轄 平成18年1月1日

- (2) 被相続人の死亡日が(1)以前の日付の場合、第1順位者については被相続人の死亡した日から、後順位者については先順位者の放棄が受理された日からそれぞれ3か月間が調査対象期間となり、それ以上の期間の照会には応じられません（紙ベースの事件簿等による検索になるため）。

- ◎ 受理証明書（相続放棄等の申述を受理している旨の証明書）の交付申請については、有無の照会の審査と異なり、さらに添付書類が必要となる場合があります。同申請は、本庁の場合、家事訟廷事務室（他の管内においては家裁書記官室）で取り扱いますので、別途、不明な点については、お問い合わせください。

なお、同証明書の申請には、放棄者一人につき150円の申請費用（収入印紙で納付）がかかります（ただし、限定承認の場合は相続人の人数にかかわらず一律150円です。）。